

第四十一号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表中「一万一千五百円」を「一万一千八百円」に、「九千円」を「九千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

選挙長等の報酬の額を改定する必要がある。